

「スーパーアプリ先行リリース記念！べっふぽかぽかクーポン」

事業規約

(目 的)

第1条 地域限定のプレミアム付きデジタル商品券「スーパーアプリ先行リリース記念！べっふぽかぽかクーポン」(以下「クーポン」という)を発行することにより、別府市公式スーパーアプリ(以下「スーパーアプリ」という)のユーザー登録を促進するとともに、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、個人消費の下支えによる地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、別府市内とする。

(販売及び運営)

第3条 別府市プレミアム付商品券実行委員会(以下「実行委員会」という)が本クーポンの販売および本事業の運営を行うものとし、事務局を別府商工会議所内(別府市中央町7番8号)に置く。

(事 業)

第4条 本事業は次のとおりとする。

- (1) 名 称 スーパーアプリ先行リリース記念！べっふぽかぽかクーポン
- (2) 事業主体 別府市プレミアム付商品券実行委員会
- (3) 発行方法 PayPay 株式会社が発行する「PayPay 商品券」の仕組みを利用して発行する。
- (4) 発行部数 20万セット(デジタルクーポンのみ)
- (5) 販売価格等 1,000円/セット
内訳：大型店等・一般商店共通券 650円分
一般商店専用券 650円分
- (6) 店舗区分 大型店等：売場面積が1,000㎡を超える中小企業小売店及び大企業(中小企業基本法における中小企業の基準を超える企業)が直営する店舗・事業所
一般商店：売場面積が1,000㎡以下の中小企業小売店とその他業種の店舗・事業所
※ただし、別府に本社・本店を置く店舗・事業所は上記区分にかかわらず一般商店として扱う。
- (7) 購入対象者 別府市に住民登録があり、スーパーアプリにアカウント登録済みの12歳以上の方
※申込時点
- (8) 購入限度額 1人1万5千円(15セット)まで
- (9) 利用期間 令和8年11月2日(月)から12月31日(木)まで
- (10) 購入期間 令和8年11月2日(月)から11月13日(金)まで
- (11) 購入方法 実行委員会が別途定める方法による。
- (12) その他
購入期間において購入総額が発行総額に著しく達しなかった場合、実行委員会は期間・方法・場所を別途定め販売することができる。
- (13) 利用範囲
クーポンは、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とするが、次のような場合には利用対象としないものとする。
 - ① 現金との換金及びこれに類する行為(クーポンとの交換や売買、金融機関への預け入れ等)
 - ② 換金性の高いもの(ビール券、図書カード、切手、官製ハガキ、プリペイドカード、印紙など)の購入
 - ③ 国や地方公共団体等への支払い(税金(自動車税・自動車重量税等含む)・電気・都市ガス・水道料金等の公共料金)
 - ④ クーポンを担保に供し、または質入れすること
 - ⑤ 事業の用に供する支払い(商品の仕入れ等)
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～8号、第5項又は第11項に規定する営業に対する支払い
 - ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
 - ⑧ クーポンの使用が法令に反するものへの支払い(たばこ等)

- ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑫ PayPay サービス利用規約で定めているもの
- ⑬ その他、実行委員会及び取扱店が特に指定するもの（電子タバコ及びその関連機器等）

（取 扱 店）

第5条 本事業の取扱店に関しては、以下のとおりとする。

- （1）登 録 資 格 次に該当する事業者は登録できないものとする。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～5号、第5項～第10項、第13項2号に規定する営業を行っている事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③ 第4条の利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者
 - ④ 別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
 - ⑤ 諸法令に抵触する事業者
 - ⑥ 実行委員会にて不適正と認めた事業者
- （2）登 録 方 法 原則、インターネットでの申込みのみとする。
- （3）登 録 期 間 実行委員会が別途定める。
- （4）登 録 料 無料
- （5）決済システム利用料
本事業規約およびPayPay加盟店規約（オンライン決済用）等に基づくものとする
- （6）誓約事項・同意事項
取扱店は、本事業規約、登録後に渡される手引き等を遵守し、自らクーポンを購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないことを誓約し、実行委員会が当該案件に係る証憑類等の提出を求めた場合にはこれに応じ、不法行為が発覚した場合、換金総額の3割（プレミアム相当分）の返還をするとともに、相応の処罰を受けることに同意するものとする。
- （7）登録の取り消し
取扱店が前項の誓約事項・同意事項に違反していることが判明し、実行委員会による是正要請に応じない場合、実行委員会は取扱店の登録を取り消し、詐欺罪等で刑事告発することがある。また、事業期間内であっても、取扱店からの申し出により、取扱店の登録を取り消す場合がある。
- （8）その他
本条に記載しているもののほか、取扱店に関する事項はPayPay加盟店規約に従うものとする。

（精 算）

第6条 取扱店への売上代金の精算（入金）方法は、PayPay加盟店規約（オンライン決済用）等に基づき、PayPay株式会社が別途定める方法による。

（取扱店の責務等）

- 第7条 取扱店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を実行委員会に対して負うものとする。
- （1）本事業規約、事務取扱手引き等を確認・理解のうえ、遵守すること。
 - （2）利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会が交付した取扱店ポスター等を利用者が分かりやすい場所に提示すること。
 - （3）原則、クーポンの金額に応じ現金同様の取扱を行うこと。
 - （4）クーポンの利用対象外となる商品サービスなどを定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示すること。
 - （5）クーポンを単に現金化し、または、自らの事業上の取引（商品仕入等）に使用しないこと。
 - （6）受領したクーポンにかかる売上代金は、第6条の規定に基づいて精算すること。
 - （7）大分県暴力団排除条例及び別府市暴力団排除条例を遵守すること。
 - （8）その他、本事業の目的に反するような行為をしないこと。

(紛争の解決)

第8条 クーポンの利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、実行委員会およびPayPay株式会社は一切責任を負わない。

(経 費)

第9条 本事業を運営する経費は、別府市の負担金その他の収入をもって充てる。

(会 計)

第10条 本事業の会計は、所定の書式により実行委員会事務局が行う。

(そ の 他)

第11条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決定する。

附 則

この規約は、令和8年7月7日から施行する。